

## 第 81 回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：平成 22 年 7 月 15 日（木）14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 4 特別会議室

3 出席者

座 長 堀田 力  
秋山 收  
大森 彌  
加藤 陸美  
小早川光郎  
谷 昇

(総務省) 行政評価局長 田中 順一  
大臣官房審議官 新井 英男  
行政相談課長 白岩 俊  
行政相談業務室長 羽室 雅文

4 議題

(1) 付議事案の審議

- ① 国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大
- ② 視覚障がい者に対する金融機関職員による代筆の推進
- ③ 緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直しについて

(2) 報告等

- ① 建築計画概要書の閲覧制度の見直し
- ② 児童扶養手当と里親制度に係る国会審議状況
- ③ 一級建築士試験の受験申込方法

5 議事概要

(1) 付議事案の審議

新規付議事案

① 国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大

《事案の概要》

私たち家族は東北地方に居住しており、息子が平成 21 年度の千葉大学入学試験に合格したので、入学手続を郵送で行うことを考えた。

しかし、千葉大学に照会したところ、担当者から、大学に直接出向いて手続を行うよう教示されたため、やむなく入学手続のためだけに新幹線を利用して、千葉大学に出向くこととなり、多額の費用を要した。

他の国立大学では、入学手続を郵送で受け付けている大学もあり、また、千葉大学は全国から学生が集まる大学でもあるので、次年度以降の入学者のために、入学手続の郵送受付を認めてほしい。

(堀田座長)

これは入学手続に関する話だから、タイムリミットというのか、あっせんを行う上で、そういう期限のようなものがあるのですか。

(事務局)

来年春の入学手続に間に合わせるのであれば、各大学が12月15日までにを行う募集要項の公表に間に合うように、各大学に伝えるということが大事になってきます。

(堀田座長)

来年に間に合わせなければ、なるべく早い方がいいということですね。相手が検討する時間も必要でしょう。多くの大学が、郵送の受付でも問題は無いと言っているようですから、早目にあっせんして、対応してもらおうということでしょうか。

(小早川委員)

この間まで国立大学に勤めていましたので、今のタイムリミットの件はおっしゃるとおりですが、大学の場合には、方針が決まった後でも、内部のいろいろな会議を経なければならぬという特殊事情があります。そうすると12月15日より大分前に方針は定まっていなくて間に合わない。

それから、持参方式にこだわる理由が何かあるのかということですが、大学が挙げている、各種のお金の徴収、つまり、本来の学納金以外のお金を集めやすいということは実際にはあるかもしれません。

(大森委員)

私は、基本的に、今や大学は、スタンスとして、入れてやるという発想は時代遅れだと思う。大学の在り方としては、よくおいでくださいましたという観点が必要だと思います。だから、郵送でもいいというのは、普通の当たり前のやり方だと思うんですよ。もし、少しでも不安があれば、どうぞ御自分で大学の方においでください、あるいは親御さんと一緒においでくださいということなのだろう。

千葉大学の回答は、学部判断に任せるということですね。つまり、大学当局は基本的な在り方を考えないで、全部学部任せている。要するに、この回答だと、やらないということになるのではないかと。原則、どちらの方法でもいいということに改めなさいというのが筋ではないでしょうか。私はそう思います。

(小早川委員)

あっせんするという方向性は全く問題ないと思いますが、ただ、文科省がなかなか動かないのは、大学の自主性というのがあって、やはり大学に対して遠慮があるからなのでしょう。だから、文科省がやりやすいやり方で、大学に働きかけてくれるようあっせんするということですね。

(堀田座長)

大学の自治に十分に配慮しながら、文科省に対応してもらおうということですね。

## 新規付議事案

### ② 視覚障がい者に対する金融機関職員による代筆の推進

#### 《事案の概要》

視覚障がい者の方が、金融機関で口座開設をするため、身体障害者手帳と印鑑を提示した上で、窓口職員に申請書の代筆を頼んだところ、自筆が原則だと断われ、口座開設をあきらめざるを得なかったという事例があった。しかし一方では、視覚障がい者が代筆を申し入れた場合、代筆をしてくれる金融機関もあるようである。

身体障害者手帳等の本人確認資料を提示していれば、住所、氏名は確認でき、自筆、代

筆どちらでも支障はないように思われる。視覚障がい者の方が金融機関窓口で代筆を求めた場合には、どこの金融機関でも応じられるようにしてほしい。

(堀田座長)

金融庁では、どのような取組をすることが有効だと考えているのですか。

(事務局)

今まで口頭で金融機関側に要請していたのを、文書での要請を検討し始めたということです。口頭だと組織の末端まで話が行かない可能性があるということです。

(秋山委員)

資料には、金融機関担当者のコメントとして「職員で代筆することはできない。横領などの事件の場合、代筆があると職員が抗弁できなくなる。」とありますが、こういうケースで、横領というのは、なかなか考え難いように思いますが。

(事務局)

例えば、本人が、口座開設の時に50万円を入金するというので預けたが、銀行員は預入用紙に5万円と書いて45万円はどこかに行方不明になったと主張するような場合です。これは銀行側の問題なのか、あるいは、本当は本人が5万円しか持ってきていないのに50万円と言っているのか、そこが分からなくなると言うのです。そういうことがあります、ということなんです。

(秋山委員)

それは、ここで問題にしている話とは、別な話だと思いますね。あまり、この意見は理由になってないような気がいたします。

それと、個別に、一つ一つの信用金庫や信用組合に対して、金融庁が要請するのは難しいので、連合体みたいな業界団体を通じてというのは合理的な話だと思います。その辺をもうワンプッシュしてもらえば、相当、問題が解決するような気がします。

(事務局)

金融庁の方は、視覚障がい者団体と金融機関による意見交換会を、金融庁あるいは各財務局（事務所）の所在他で開催することも考えているようです。

(大森委員)

今、政府の障がい者制度改革推進会議で、障がい者施策について各省庁横断的に考えていこうという意識になっています。金融庁だけの話ではなくて、政府全体の取組だということもあっせん文に入れてはどうですか。

それから、金融庁は、相当、銀行から怖がられている。だから、口頭ではなく、文書にしてきちんと各銀行、信用組合等に行き渡るようにしてもらおう。文書の書きぶりはあまり強圧的でなくていいが、国がこういう取組をしていて、金融庁はこういう考え方ですということを受けて、この方向で善処してもらいたいという文書を出してもらおうということを一回やってみたらどうでしょう。多分、効果があると思います。

(加藤委員)

この問題をあまり展開させるつもりはないのですが、視覚障がい者だけでなく、高齢者で軽い痴呆症の方や、あるいは、高齢者になると字を小さくしか書けなくなる傾向が出てくるが、そういう方にも当てはまり得る問題であることは頭に入れておかないといけない。行政庁も、そういう方々についてはどうするかということは、当然考えるのではないかと思います。

それでは、どういう知恵があるかというのは、技術が発達した時代ですから、筆跡とか、書いたものしか確認方法がないというのではなく、IT技術を使うとか、手の静脈の陰影で確認するとか方法があると思います。

(大森委員)

外国では、どのように対応しているんですかね。北欧とかアメリカとか、障がい者問題について先進的な施策をとっている国では、どのようなやり方なのか、知っておきたい感じもします。金融庁に対して、調べてみてはどうですかと言ってみる。

(加藤委員)

そうですね。むしろ本職の方で調べてもらえばいい。

(堀田座長)

金融庁は同じ方向で頑張っていると言うけども、頑張り具合が足りないんでしょう。信用金庫とか小さな金融機関は、むしろ大銀行より障がい者を大切にし、地域を大切にし、結構社会貢献の意識が高い。だから、信用金庫であれば全国信用金庫協会のような組織を通じてきちんと言えば通じるはずですよ。恐らく、しっかりと通じていないのじゃないかな。小さな所にはね。

(大森委員)

障がい者団体は、法律に根拠がほしいと言ってるんですよ。代筆をすることに関する法規を作ってもらいたいと、以前からずっと言い続けています。

(小早川委員)

機械的に必ず代筆を認めろ、応じろというのは、なかなか難しいでしょう。やはり個別の判断で対応してもらおうということでない、難しいと思います。

しかし、障がい者に対する社会一般の心遣いについて、こういうことも大事だよと法律で書けば、対応も違ってくるとは思いますけどね。

(大森委員)

千葉県では、前の知事の頃に条例を作って、障害のある人への理解を広げる取組を一所懸命やっている。

(秋山委員)

障害者基本法の中にバリアフリーがありますが、ソフト的なことはあまり書いていないみたいですよ。障害者基本計画のようなものの中で何か自由に書けるような気がしますが。

(事務局)

基本計画の中では、あまり金融機関のようなことは書いておらず、交通とか情報とかそういうことが中心になっています。

(小早川委員)

やはり金融機関というのは、生活していく上のファンダメンタルな機関になりますから、重要だと思います。

(堀田座長)

障害者基本計画だと内閣府になり、金融庁だけの問題ではなくなるのですね。まず、金融庁にあっせんして、それでも改善が進まない場合には、第2段として、基本計画の中に書くという議論が出ているということを使う。

#### 新規付議事案

#### ③ 緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直しについて

##### 《事案の概要》

緊急人材育成支援事業による職業訓練を平成21年10月から12月までの間受講した。職安からは、月の訓練日数の8割以上出席すれば、訓練・生活給付金が毎月10万円支給されるという説明を受けたが、10月と11月は給付金が支給されたものの、12月について

は、訓練日数 16 日の 8 割に当たる 13 日出席したにもかかわらず給付金が支給されなかった。

職安に照会したところ、訓練最終月に当たる 12 月は、最初の 10 日間の訓練日数の 8 割以上の出席が必要であるが、3 日間欠席したため支給されないとの回答であった。

このような説明は受けていないし、何故、訓練最終月だけ支給要件を最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席としなければならないのか納得できない。

(堀田座長)

テクニカルな問題、あるいは知恵の出し方の問題かもしれません。

(加藤委員)

3 か月の訓練で、実際にはどの程度のことができるのかは分かりませんが、この制度は相当な効果があるということを前提にしている。そして、出席率は確かに問題でしょうが、この制度のねらいはなるべく給付金を出してあげたいということにあるような感じがする。要するに、訓練期間中の生活を支えてあげて、再就職をさせるというのがねらいで、ただし、ちゃんと訓練は受けてくださいよということ。

なので、あまり要件についてやかましく言い過ぎない方がいいのではないかとすると、最終月は支給までの期間を短くする必要は確かにあると思いますので、それを実現するための手段として、前月、第 2 月目までの出席率だけで支給してしまうとか考えられる。それは緩め過ぎということで、おそらく前半・後半、二つに分けて 5 万円ずつ支給するという案を事務局は考えたのでしょうか、あまりこの場合工夫をしても、どうかなと思います。でも、前月分で見ってしまうのも、やり過ぎでしょうかね、全く出席しないのに支給されるということになってしまいますからね。

(事務局)

訓練は 6 か月のものもあります。6 か月の場合は、間の 2、3、4、5 か月目までは、今回の 3 か月のケースでの 11 月と同じくになっており、最後の月だけが訓練日数最初の 10 日間の出席率をみることになっています。

(加藤委員)

何か月の訓練でも、最後月については、同じような方法を適用しないといけないわけですね。

(事務局)

そうですね。訓練期間の最長は 1 年です。

(小早川委員)

いずれにしても、最終月について、どれだけの出席をしているかをどう検証するかということですね。今、加藤先生が言われたように、訓練は受けてくれるだろう、だからお金は支給しましょうという広い心で制度を作るのであれば、最終月は前月までの実績でいいですよというのは一つの理屈であると思います。

そうではなくて、出席したのであれば支給できない、ノーワークノーペイであるという原則で制度を作るのであれば、やはり現行のやり方も完全ではないわけですよ。10 日間過ぎた後は全く出席を考慮しないわけですから、制度として説明がしにくい、中途半端である。ならば、いっそのこと大らかな制度にしてはいかかかということになる。ただし、私たちがそういう風を選択していいのかということはある。

(秋山委員)

最初の月の 10 月に 1 日でも出席すれば、第 1 回目の支給として 10 万円を出すというのは、救済的というか、大らかな話であると思う。あとは、よく分かりませんが、訓練は後にいけばいくほど成果が上がってくる、3 か月研修であれば短期研修で、後半の方が

大事なのではないかという気がしますし、そういう意味から言うと、事務局が示した改善案は、非常にとるべきところがあると、そのような気がいたします。

(堀田座長)

訓練開始月は1日でも出席すれば初回の給付金をもらえるということで、1日だけ出席して、10万円もらって訓練に出席しなくなる人もいるわけですね。それは制度上はどのように説明されているのですか。

(事務局)

そのような人もおられるのですが、やはり訓練期間中の生活保障ですので、その期間中に給付を差上げます、という考え方です。

(堀田座長)

とりあえず1回出席したら、とにかく、まずは10万円あげますよということですね。

(事務局)

訓練期間中の生活がうまくいかないと、訓練にも出てこなくなるでしょう、という考え方です。

(秋山委員)

奨励金ですね。

(加藤委員)

訓練への着手法金みたいな感じですね。

(事務局)

全体として前払いの考え方です。

(堀田座長)

でも、2回目以降は前月の出席を見ているわけでしょう。出席しているかどうか法にしているわけでしょう。何だか、今の時代には、払い方がトロいような、もっと早く支給することができそうな気がしますけれども。

それさえできれば、この問題の解決は簡単ですね。

(事務局)

事務的には、訓練を受けている機関で受講生から申請書を取りまとめて、それを公共職業安定所に持って行き、そこで出席の確認をして、それから中央職業能力開発協会に申請をする。協会はこの事業の実施主体でして、そこで審査をして、お金の支払いをする。こういう手続があるものですから、期間がかかります。

(堀田座長)

随分と行政のムダがありますね。

(大森委員)

次の職を探すときに、訓練を積んでも、次の職業に就くこと、新しい職を見つけていくことが難しいということで、この事業が出てきた。若い人たちが、それまでの職業から次の職業に変わっていくときに、その間の生活ができないじゃないかというところをつないでいく、ブリッジをかける。そのブリッジは、国だけではなくて、地方自治体もかけるべきであるということが民主党政権の重要な政策になっているのではないかと。

訓練期間の後の方は出てこなくていいのかという問題もあるのですが、政策全体としては、働くことと訓練すること、自分の能力を高めていくこととの関係をつけていくという新しい方向なんだと思います。なので、そのような方向で、制度がうまく機能するようにしていく必要があると思う。

そういう意味では、事務局が示した案は良いアイデアであり、実施できないことはないと思います。やはり、最終月も最初の10日間だけ出て、あとは出なくてもよいということはよくないことではないか。訓練で自分の能力を高め、そして新しい職を見つけてく

れという話ですから、そういう問題が起こらないように改善をする余地があるのではないか。事務局の案はなかなか良い案なので、厚生労働省に示してみてもどうでしょうか。

(堀田座長)

いずれにしても理屈のすっきりする話にはならないので、いかに今より良くするかという話である。まずは事務的にもっと早く払えないのか、そこをもう少し勉強してもらって、どうしてもダメなら、こういう案もあるということで事務局案を相手に示すことを検討してはいかがか。

(大森委員)

時間がかかり過ぎている。支給事務をワンストップサービスにきなさいと言うべきではないか。

(堀田座長)

それでは、事務局は厚生労働省としっかり交渉してください。

## (2) 報告等

### ① 建築計画概要書の閲覧制度の見直し

- ・ 総務省のあっせん（平成 19 年 5 月）に対し、国土交通省は、当初の回答において「平成 20 年 7 月を目途に、閲覧事項の制限を内容とする省令改正を行うなど適切に対応してまいりたい。」としていたが、省令改正は行わず特定行政庁に技術的助言を発出（21 年 11 月）。
- ・ 時期が遅れた点については、国土交通省は平成 20 年 6 月に省令改正のパブリックコメント等の手続を行い、提出された意見等を踏まえた検討に期間を要したことから、不適切なものではないと考える。
- ・ 内容については、i) パブリックコメントの結果、反対が強く廃案となった平成 20 年 6 月の省令改正案については、当会議のあっせん内容を必ずしも反映してはいないと考えられ、当該省令改正が実現しなかったことについては問題視するには当たらない、ii) 最終的に特定行政庁に対する技術的助言となったが、当該助言に盛り込まれた事項自体は、当会議のあっせん内容を十分反映したものと評価できる、iii) しかし、技術的助言である以上、「規程」の定めを行うか否かは地方公共団体の自治に委ねられることとなったため、当会議のあっせん内容が全国的に実現するかどうかは必ずしも確実でない状況となっている。
- ・ 今後は、当会議のあっせん内容が担保されるべく、状況を注視していく。

### ② 児童扶養手当と里親制度に係る国会審議状況

- ・ 児童扶養手当の併給制限を含む施策の見直しを求めるあっせん（平成 13 年 8 月）の結果、平成 14 年 10 月に親族里親制度が施行されたが、それでは不十分とする立場から、先の通常国会に児童扶養手当法改正案（議員立法）を提出した公明党所属の山本香苗議員が質問。
- ・ 質疑は概ね以下のとおり。

山本香苗議員「児童扶養手当における公的年金との併給制限の見直しのあっせんに対する措置（親族里親制度の創設）に納得しているか。」

原口総務大臣「親族里親制度の利用について周知を図ることに期待したい。併給制限の見直しの問題に関しては、具体的にどのような論点があるか等について、今後、研究させていただきたい。」
- ・ 大臣答弁を踏まえ、今後も関係制度の検討状況や相談状況を注視していく。

- ③ 一級建築士試験の受験申込を郵送で行えるようにしてほしい
- 中国四国管区行政評価局が、「一級建築士試験の受験申込書の配布や当該申込みの受付について、試験機関は、出頭・持参を求めているが、郵送による手続を認めてほしい。」との相談をめぐる検討の結果として、一級建築士試験の受験申込書の配布、受付について全国的に改善すべきではないかとして本省の対応を求めた。
  - 国土交通省に照会（平成 22 年 4 月）したところ、一級建築士試験の受験申込書の配布、再受験の受付を郵送で行うことを認める方向で試験機関に口頭で要請しているとの回答（同年 5 月）が得られた。
  - 今後は、実効の確保について注視することとしたい。

以 上